生産緑地地区内行為（変更）許可申請書

（法第8条第１項関係）

（様式14）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　年　　月　　日　（あて先）京 都 市 長　様　　　　　　　　　　　　　　　　（行為者）住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　　－　　生産緑地法第８条第１項の規定に基づき、　　　建築物その他工作物の新築、改築又は増築　　　宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更　　について、許可を受けたいので、下記のとおり　　　　　　　　　水面の埋立て又は干拓　　　　　　　　　　　　　　申請します。記　１　行為の場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 地　目 | 地　積 |
|  |  | ㎡ |

　２　行為の目的及び内容

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の目的 |  |
| ⑴　建築物その他の工作物の新築、改築及び増築 | 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築） |
| 生産緑地の面積 | ㎡ |
| 設計の概要 |  | 申請部分（㎡） | 申請以外の部分（㎡） | 合　　計（㎡） |
| 敷地面積 |  |  |  |
| 建築又は建設面積 |  |  |  |
| 延べ床面積 |  |  |  |
| 用　　途 |  |
| ⑵　宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 | 行為の種別（宅地の造成・土石の採取・その他の土地の形質変更） |
|  | 申請部分（㎡） |
| 行為箇所の敷地面積 |  |
| ⑶　水面の埋立又は干拓 |  | 申請部分（㎡） |
| 行為箇所の敷地面積 |  |

　３　その他参考となるべき事項 |
| 京都市指令都企計第　　　号　　年　　月　　日許　　可　　証　　上記の申請について、生産緑地法第8条第2項の規定により許可します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長　　松　井　　孝　治　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　都市計画局都市企画部都市計画課　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Tel　075-222-3505） |

　※１　条件の有・無（有の場合、別添の条件のとおり従うこと。）

　※２　この許可は、生産緑地法に基づくものであり、他の法令への適合等を証明するものではありません。

裏面を参照

備　考

１　「行為者」については、行為を行う者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

２　「所在及び地番」、「地目」及び「地積」については、行為を行う当該生産緑地の登記事項証明書に登記されている内容を記載し、登記事項証明書、公図の写し及び地籍測量図（実測図）を添付すること。

３　「行為の目的」については、できる限り具体的に記載すること。

４　「生産緑地の面積（一団のものの区域）」については、②号施設の場合のみ記載すること。当該生産緑地と一団のものの区域である生産緑地（以下「当該生産緑地区域」という。）の面積を記載し、当該生産緑地区域内にある土地の登記事項証明書、公図及び地籍測量図（実測図）の写しを添付すること。この場合、当該生産緑地区域の面積から「敷地面積」の合計を差し引いたときの面積が、京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例に定める３００平方メートル以上でなければならない。

５　「敷地面積」については、２号施設の場合のみ記載すること。「申請部分」については、行為に必要な敷地面積を記載すること。「申請以外の部分」については、既に許可されている２号施設の面積を記載すること。ただし、敷地面積の合計が当該生産緑地区域面積の１０分の２を越えてはならない、

６　「建築又は建設面積」及び「延べ床面積」については、１号施設のみ記載すること。

７　「その他参考となるべき事項」については、生産緑地地区内行為の許可に必要となる資料等を必要に応じて記載し、それらを証明する資料を添付すること。

８　添付資料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　行為添付資料 | ⑴　建築物その他の工作物の新築、改築及び増築 | ⑵　宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 | ⑶　水面の埋立又は干拓 |
| １号施設 | 2号施設 | 3号施設 |
| 位置図 | ・当該行為を行う土地の区域図・当該行為を行う生産緑地地区の区域及び当該区域周辺の施設を示す図面で縮尺1/2500以上のもの（都市計画基本図又は住宅地図等） |
| 配置図 | 　敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1/200以上のもの | 1、2及び3号施設の建築のための土地の形質変更の場合は、各施設に応じた左の欄の資料を添付すること。　 |  |
| 求積図（実測図） | 　当該行為を行う敷地面積がわかる図面 | 　当該生産緑地区域及び当該行為を行う敷地面積がわかる図面 | ・当該行為を行う敷地面積がわかる図面 |
| 各階平面図 | 　建築物の各階の図面で縮尺1/50以上のもの |
| 立面図 | 　建築物又は工作物の二面以上の図面で縮尺1/50以上のもの |
| 設計図 |  | 　縮尺１／１００以上のもの |
| 生産緑地地区内行為の許可申請書における同意書（様式１５） | 　当該生産緑地の農地等利害関係人※の同意が必要 | 　当該生産緑地区域面積の農地等利害関係人※の同意が必要 | 当該生産緑地の農地等利害関係人※の同意が必要 |
| 印鑑登録証明書 | ・農地等利害関係人※すべての印鑑登録証明書（発行日から３箇月以内のもの） |
| 生産緑地法第８条第１項第２号に係る事業計画書（様式１６） |  | 地域農産物等を主たる原材料として量的又は金額的に5割以上超えていることを証明する資料 |  |
| 登記事項証明書及び公図の写し | 当該生産緑地の登記事項証明書及び公図の写し（発行日から３箇月以内のもの） | 当該生産緑地区域内の登記事項証明書及び公図の写し（発行日から３箇月以内のもの） | 当該生産緑地の登記事項証明書及び公図の写し（発行日から３箇月以内のもの） |
| 仮換地指定証明書及び仮換地図の写し（当該生産緑地が地区画整理事業区域内にある場合） |
| その他 | 生産緑地地区内行為の許可に必要な資料等を必要に応じて添付してください |

　※　農地等利害関係人とは、当該農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。